

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第44号
事故等種類	衝突（可動橋）
発生日時	平成25年3月6日（水） 10時39分ごろ
発生場所	東京都江東区砂町運河新砂水門可動橋 江東区所在の東京東防波堤灯台から真方位008° 2.5海里付近 （概位 北緯35° 39.2′ 東経139° 50.1′）
事故等調査の経過	平成25年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット MATSUKAZE、5トン未満（長さ8.55m）
船舶番号、船舶所有者等	260-23338東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 マストに折損等 可動橋 塗膜剝離を伴う擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、京浜港東京区の砂町運河を南東進中、船長が、保守点検用の可動橋（以下「本件可動橋」という。）が上部に設置された新砂水門が閉鎖されていないと思って同水門を通過したところ、平成25年3月6日10時39分ごろ本船のマストが本件可動橋と衝突した。 船長は、負傷者の有無、損傷状況等の調査を行った後、所属マリナーへ事故の発生を通報して同マリナーに帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2.5m 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約146cm
その他の事項	船長及び乗組員の1人は、船首で見張りを行い、本事故発生の約5分前に本件水門が閉鎖されていないことを確認した。 本件可動橋は、管理事務所の職員2人（以下「本件職員」という。）により、本事故発生の約3～4分前に閉鎖が開始された。 本件職員は、本件可動橋閉鎖開始時から本事故発生時までの間、周辺警戒及び本件水門に接近する船舶に対してサイレンを鳴らすなどの注意喚起を行っていなかった。 本件可動橋の塗装色は、青色であり、背景と類似した色であった。 船長は、本件可動橋の存在を知らなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、砂町運河を南東進中、船長が、新砂水門の開放を確認したものの、同水門上部の本件可動橋が閉鎖されたことに気付かず、また、本件職員が、本件可動橋の閉鎖を開始していたものの、接近する船舶に対し、注意喚起を行っていなかったことから、マストが本件可動橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件可動橋の塗装色が背景色と類似した青色であったことから、本件可動橋の閉鎖に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が砂町運河を南東進中、船長が、新砂水門の開放を確認したものの、同水門上部の本件可動橋が閉鎖されたことに気付かず、また、本件職員が、本件可動橋の閉鎖を開始していたものの、接近する船舶に対し、注意喚起を行っていなかったため、マストが本件可動橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故の発生を受け、本件可動橋の管理事務所は、次の再発防止策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可動橋操作手順書の整備</li> <li>・ 同手順書を用いた慣熟訓練の実施</li> <li>・ 本件可動橋塗装色を視認性向上のため、青色から赤色へ変更</li> <li>・ 本件可動橋回転灯を視認性向上のために新替え</li> </ul>